

制限付一般競争入札について次のとおり公告します。

平成22年5月24日

財団法人千葉市都市整備公社

理事長 宮本 忠明

(公印省略)

1 制限付一般競争入札に付する事項

(1) 工事名称

千葉市立鎌取第三中学校(仮称)校庭整備工事

(2) 工事場所

千葉市緑区おゆみ野南5丁目25番

(3) 工期

平成23年2月20日迄

(4) 業種

舗装

(5) 施工方式 特定建設工事共同企業体による共同施工方式

(6) 工事概要

整備面積 $A = 14,850 \text{ m}^2$

グラウンド舗装工

透水性保水型舗装 $t = 21 \text{ cm}$ $A = 12,400 \text{ m}^2$

(現況土10cm+真砂土10cm+緑色片岩スクリーニングス1cm)

グラウンド・コート柵工

防球ネット(H=10m) $L = 302 \text{ m}$

防球ネット(H=5m) $L = 96 \text{ m}$

排水工

長尺U型側溝布設(250×400~700mm) $L = 517 \text{ m}$

集水桝設置(□400mm) $N = 12$ か所

歩道舗装工

不陸整正工(再生クラッシャーランRC-40 $t = 30 \text{ mm}$) $A = 491 \text{ m}^2$

表層工(透水性開粒度As13mm $t = 40 \text{ mm}$) $A = 491 \text{ m}^2$

(7) 予定価格 160,000,000円(消費税及び地方消費税を除く。)

(8) 調査基準価格

落札決定後に公表

2 入札参加資格

特定建設工事共同企業体（特定の建設工事の施工を目的として結成され当該工事の完了、引渡しにより解散する共同企業体をいう。以下「共同企業体」という。）として次の条件をすべて満たすこと。

(1) 共同企業体に関する事項

- ア 本工事は、共同企業体による共同施工方式とする。
- イ 共同企業体の構成員数は、2者とする。
- ウ 結成方法は、自主結成とする。
- エ 共同企業体の構成員の組合せは、代表構成員の資格要件を満たす者と、その他の構成員の資格要件を満たす者との組合せとする。ただし、本工事の他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。
- オ 代表構成員の出資比率は、構成員の出資比率のうち最大のものでなければならない。
- カ 構成員の出資比率のうち、最小の出資比率は、30パーセント以上でなければならない。

(2) 共同企業体のすべての構成員

- ア 財団法人千葉市都市整備公社契約規程第3条の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないもの
 - (ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - (イ) 本工事の入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの
 - (エ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの
 - (オ) 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
 - (カ) 平成21年度までの千葉市税を滞納している者
 - (キ) 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加申請期限の日から入札日までの間に受けている者
 - (ク) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者
 - (ケ) 入札日当日に、本工事と同一敷地内の千葉市都市整備公社（千葉市及び千葉市住宅供給公社含む。）発注の建設工事を、施工中（落札し契約手続中の場合又は低入札価格調

査対象者である場合を含む。)の者

イ 千葉市内に本店を有する者

ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に定める経営事項審査を前記1（4）の業種で受けている者（審査基準日から1年7か月以内のものに限る）で、平成21・22年度千葉市建設工事競争入札参加資格審査において、舗装工事の等級Aに格付されている者で、当該業種において、建設業法（昭和24年法律第100号）に定める特定建設業の許可を受けているもの

エ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあっては、組合の定款又は規約に共同受注の定めがある者

(3) 共同企業体の代表構成員

ア 監理技術者資格者証を有する技術者を、本工事に専任で配置できる者

イ 過去15年以内に工事が完成し引渡しの済んだ、舗装工事を元請けとして施工した実績を有する者

(4) 共同企業体のその他の構成員

ア 主任技術者（監理技術者）を、本工事に専任で配置できる者

イ 過去15年以内に工事が完成し引渡しの済んだ、舗装工事を元請けとして施工した実績を有する者

3 契約事務担当課

〒260-0013

千葉市中央区中央2丁目5番1号

財団法人千葉市都市整備公社総務課

電話 043-239-2710

4 入札参加手続等

入札への参加を希望する者は、申請期間内に提出資料を提出し、入札参加資格確認申請を行わなければならない。

(1) 提出資料

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

イ 一般競争入札参加資格確認申請書（構成員ごとに作成すること。）

ウ 建設共同企業体協定書

エ 入札参加資格要件で求めている工事を施工した実績を確認できる書類

(2) 申請期間

平成22年5月24日（月）午前9時から平成22年5月28日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

前記3へ持参により提出すること。なお、提出資料の返却はしない。

(4) 入札参加の承認

申請書提出時に、入札参加承認通知書により通知する。

5 設計図書等の配付

平成22年6月1日（火）午後3時00分から平成22年6月4日（金）午後5時までの間に、当公社ホームページの入札・契約情報>公告、入札結果等（http://www.toshiseibi-chibacity.or.jp/05_kokoku_kekka/ichiran.html）から当該工事を選択し、入札参加承認通知書記載のパスワードを入力してダウンロードすること。

6 入札

(1) 入札の日時

平成22年6月21日（月）午前9時20分（郵送による入札の場合は、平成22年6月18日（金）午後5時までに前記3へ書留郵便にて必着のこと。）

(2) 入札方法

持参又は郵送とする。

なお、入札時に積算内訳書、誓約書及び配置技術者届出書を提出すること。

(3) 入札の場所

千葉市中央区中央2丁目5番1号 財団法人千葉市都市整備公社入札室

(4) 辞退

入札参加者は、入札執行前であれば、入札を辞退することができる。この際、辞退届を前記3へ持参すること。

(5) 入札保証金 要。ただし、財団法人千葉市都市整備公社契約規程第9条に該当する場合は、免除とする。

(6) 無効となる入札

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、提出資料に虚偽の記載をした者の行った入札、入札に関する条件に違反した入札並びに前記4（1）の提出資料、積算内訳書、誓約書及び配置技術者届出書の提出がない入札は、無効とする。

また、財団法人千葉市都市整備公社入札約款第6条の規定に該当する入札も無効とする。

なお、入札の有効又は無効の確認は、入札後、落札候補者となり得る者又は調査基準価格を下回っている者に対してのみ行う。

7 落札候補者の決定、入札参加資格確認及び落札者の決定

(1) 落札候補者の決定、入札参加資格確認及び落札者の決定

入札後、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。その者の入札参加資格の確認の結果、入札参加資格があると認めた場合は、当該候補者を落札者として決定する。

落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、その者の入札を無効とし、当該候補者に次いで低い価格をもって有効な入札を行った者を新たな落札候補者として入札参加資格の確認を行う。以下、落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、順次、同様にして入札参加資格があると認める者が確認されるまで入札参加資格の確認を行う。なお、落札候補者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

ただし、落札候補者が調査基準価格を下回っている場合は、調査基準価格を下回りかつ価格失格基準に該当していない全ての者（以下「低入札価格調査対象者」という。）に対して入札参加資格の確認を行う。入札参加資格の確認の結果、入札参加資格があると認めた場合は、入札価格の低い順に、低入札価格調査を行い、落札者を決定する。なお、低入札価格調査を行うべき者のうち、同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより低入札価格調査の順位を決定する。

また、低入札価格調査対象者の全てが落札者とならなかった場合は、前記の落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合の例による。

(2) 落札決定通知

落札者を決定後、落札者に対し速やかにファクシミリにより通知する。

(3) 入札参加資格確認結果通知

落札者に対する入札参加資格確認の結果は、ファクシミリにより通知する落札決定通知をもって代えるものとする。また、入札参加資格がないと認めた者に対しては、一般競争入札参加資格確認結果通知書をファクシミリにより通知する。

8 契約条件等

(1) 契約保証金 要。ただし、財団法人千葉市都市整備公社契約規程第32条に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 支払条件 前払金 有 中間前払金 有（ただし、中間前払金を選択した場合に限る。）

部分払 1回（ただし、部分払を選択した場合に限る。） 竣工払

(4) 契約手続中に不正行為等があった場合は、契約手続を中止することがある。

(5) 契約条項については、財団法人千葉市都市整備公社総務課で閲覧できる。

(6) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方と随意契約によ

り締結する予定の有無 無

(7) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 手続における交渉の有無 無

(9) 低入札価格調査対象者を落札者として決定し、契約を締結する場合は、前払金の割合を契約金額の10分の2以内、かつ契約保証金の割合を、契約金額の10分の3以上とする。

また、当該落札者が千葉市建設工事低入札価格取扱要領第10条第3号の規定に該当する場合は、当該落札者は、配置予定技術者とは別に、同技術者と同等以上の資格を有する技術者を1人以上専任で配置するものとする。

9 その他

(1) 入札への参加を希望する者が1者であっても、原則として入札を執行する。

(2) 本工事は、低入札価格調査対象工事（価格失格基準を含む。）とする。

(3) 前記2（2）ウに掲げる平成21・22年度千葉市建設工事競争入札参加資格を有しない者も前記4により入札参加手続をすることができるが、競争に参加するためには、申請期間内に、紙申請による千葉市建設工事競争入札参加資格審査申請を行った上で、当該入札参加資格を有すると認められなければならない。